

令和4年3月11日判決言渡

令和2年（ネ）第2936号 国家賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成
30年（ワ）第15422号）

判 決 要 旨

5 控訴人（原告）

被控訴人（被告） 国

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1500万円及びこれに対する平成30年6月
10 27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、
その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、被控訴人に送達された日から14日を経過した
15 ときは、仮に執行することができる。

事実及び理由の要旨

第1 事案の概要

- 1 本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法（以下「優生保
護法」という。）に基づいて強制不妊手術である優生手術を受けさせられたと主
張する控訴人が、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料3000
万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、条理等に基づき、謝罪広告の掲
載を求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、これを不服として控訴人が
本件控訴をした。

- 25 2 控訴人は、当審において、(1)国賠法1条1項に基づく損害賠償請求の請求原
因として、①控訴人に対する優生手術の実施、②優生保護法の制定、優生政策

の推進及び本件優生手術の実施を先行行為とする作為義務違反、③特別の賠償立法に係る立法不作為を主張し、このうち、①と②を主位的主張、③を予備的主張とし、(2)謝罪広告の請求と併せて、これらを主位的請求とし、(1)の損害賠償請求が認容されることを解除条件として、被控訴人が控訴人に適切な補償を受けさせないことは違法であるとの確認を求める旨の訴えを予備的に追加した。

3 当審における争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件優生手術の違憲性・違法性及び民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）724条後段の規定の適用関係
- (2) 優生保護法の制定、優生政策推進及び本件優生手術の実施を先行行為とする作為義務違反の有無
- (3) 特別の賠償立法に係る立法義務違反の有無
- (4) 控訴人が被った損害
- (5) 謝罪広告の必要性
- (6) 違法確認の訴えの予備的追加の当否

第2 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 本件優生手術の違憲性・違法性について
優生保護法の優生条項（優生保護法の目的（1条）並びに4条による優生手術及び12条による優生手術に係る規定をいう。）は、その立法目的が差別的思想に基づくものであって正当性を欠く上、目的達成の手段も極めて非人道的なものであり、憲法13条及び14条1項に違反することは明らかである。

本件優生手術が優生条項に基づくものであり、憲法13条及び14条1項で保障される人権を侵害するものであることが認められるところ、本件優生手術が実施された当時、優生保護法を所管していた厚生大臣は、違憲・違法

な優生手術を積極的に実施させていたから、被控訴人は、このような厚生大臣の公権力の行使たる職務行為につき、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(2) 民法724条後段の規定の適用関係について

5 ア 民法724条後段の法的性質について

民法724条後段所定の期間を除斥期間であると判示した最高裁平成元年判決は、確立した判例法理であり、除斥期間と解しても、結論の妥当性は、解釈により図ることも可能であるから、この判例法理を変更すべき理由があるとはいえない。

10 イ 民法724条後段所定の期間の起算点について

民法724条後段は、文言上明確に「不法行為の時」を起算点としているところ、不法行為時とは通常は加害行為時をいうものであって、損害の発生時期に左右されるものではない。本件優生手術の実施による不法行為を請求原因とする損害賠償請求に関しては、損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生するものとは認められず、民法724条後段の除斥期間の起算点は、加害行為時である本件優生手術時（昭和32年2月又は3月頃）であるといわざるを得ない。

ウ 民法724条後段の適用制限について

(ア) 被害者による権利行使を民法724条後段規定の期間の経過によって排斥することが著しく正義・公平の理念に反するような特段の事情がある場合には、条理上、その効果を制限するべきである。

本件においては、以下のような特段の事情が認められるから、被害者が、自己の受けた被害が被控訴人による不法行為であることを客観的に認識し得た時から相当期間が経過するまでは、民法724条後段の効果は生じないと解するのが相当である。

① 本件は、違憲である法に基づき、被控訴人（国）の施策として、被

害者に対して強度の人権侵害を行った事案であり、被害者の多くは、特定の疾病又は障害を有することをもって「不良」な子孫を持つことが防止されるべき存在として、優生手術の対象者として選定されるという差別を受けた上で、その意に反して、強度の侵襲を伴う不妊手術を受けさせられ、生殖機能を回復不可能な状態にさせられたもので、二重、三重にも及ぶ精神的・肉体的苦痛を与えられたものであること。

② 被控訴人は、優生保護法制定当初から優生手術を積極的に推進し、学校教育の場でも、教科書に優生思想を正当化する旨の記載をする等しており、被控訴人の行った施策によって、優生手術の対象者に対する偏見・差別が社会に浸透したものと評価でき、優生手術に際しては、身体の拘束、麻酔薬使用、欺罔の手段を用いることも許容し、被害者が優生保護法に基づく手術であることを認識し難い構造的な仕組みを構築してきたもので、平成8年改正においても、優生条項の違憲性について明確に言及せず、同改正後も優生手術は適法である旨の見解を表明して、被害救済のための措置を執らなかつたこと。

③ 国の最高法規である憲法に違反する法律に基づく施策によって生じた被害の救済を、憲法より下位規範である民法724条後段を無条件に適用することによって拒絶することは慎重であるべきであるし、被害者に生じた損害賠償請求権は、憲法17条により保障された権利であり、本来対等な私人間の関係を規律する民法の条文の適用・解釈に当たっては、公務員の違法な行為に対して救済を求める国民の憲法上保障された権利を実質的に損なうことのないよう留意しなければならないこと。

④ 被害者が自己の受けた被害自体は認識していたとしても、それが不法行為により生じたものであることを認識できないうちは、損害賠償請求権を行使することは現実に期待できないのであるから、それ以前

に当該権利が除斥期間の経過により当然に消滅するというのは、被害者にとって極めて酷であること。

⑤ 国家賠償請求を含む不法行為制度の理念は、損害の公平な分担にあるところ、被控訴人は、平成8年改正後も、被害者が自己の受けた被害についての情報を入手できる制度の整備を怠ってきたこと等からすると、除斥期間の経過という一事をもって、被控訴人が損害賠償責任を免れ、被害者の権利を消滅させることは、被害者に生じた被害の重大性に照らしても、著しく正義・公平の理念に反すること。

(イ) 一時金支給法は、その前文において、優生手術を受けた被害者に対する謝罪の意を表明していること等からすると、同法が制定された平成31年4月24日になって、ようやく社会全体として、優生保護法下における優生手術が違憲であり、被控訴人による不法行為を構成するものであることを明確に認識することが可能になったものと認めるのが相当である。同法は、5条3項において、「請求は、施行日から起算して5年を経過したときは、することができない。」と定めていること等からすると、優生手術の被害者が障害者差別等の厳しい環境下に置かれていること等に鑑み、同法立法後も早期に請求することが困難であると考えられることに配慮して、国会が5年間の猶予期間を与えたものと解される。そうすると、同請求よりもさらに困難である訴訟提起について、少なくとも一時金支給法の施行日から5年間の猶予期間を与えるのが相当である。

(ウ) したがって、優生手術の実施による不法行為に基づく損害賠償請求については、一時金支給法の施行日である平成31年4月24日から5年間が経過するまでは、民法724条後段の効果は生じないと解するのが相当であり、控訴人は、平成30年5月17日に本件訴訟を提起するに至ったものであるから、本件においては民法724条後段の効果は

生じない。

2 爭点(2)及び(3)について

仮に控訴人が主張する優生保護法の制定、優生政策の推進及び本件優生手術の実施を先行行為とした作為義務違反に基づく不法行為又は特別の賠償立法に係る立法不作為に基づく不法行為が認められたとしても、これらに対する損害賠償額は、本件優生手術を実施されたこと自体による損害賠償額を上回るものとは解されないから、上記の各請求については、判断する必要は認められない。

3 爭点(4)について

控訴人は、特定の疾病又は障害を有することをもって、「不良」な子孫をもつことが防止されるべき存在として、優生手術の対象者として選定されるという差別を受けた上で、その意に反して、強度の侵襲を伴う本件優生手術を受けさせられ、その生殖機能を回復不可能な状態にさせられたものであり、二重、三重にも及ぶ精神的・肉体的苦痛を与えられたものである。

本件に現れた一切の事情を斟酌すると、本件優生手術により控訴人が被った損害に係る慰謝料としては、1500万円をもって相当と認める。

4 爭点(5)について

名譽回復処分として謝罪広告の掲載が認められるのは、金銭賠償に加えて名譽回復のための措置を講じる必要性が特に高い場合に限られると解するのが相
当であるところ、控訴人の主張は、控訴人の社会的名譽が現に低下・毀損され
ていることを前提として、その回復を図るために謝罪広告を求めるものではな
い。

仮に控訴人が本件優生手術を受けたことを知って偏見・差別の念を抱く者が存在するとしても、前記のとおり、控訴人の受けた本件優生手術が違憲な優生条項に基づく違法な権利侵害に当たることが本判決で認定されることにより、今後の偏見・差別の念が拡大することを相当程度防止する効果が期待できる。
加えて、控訴人の受けた精神的損害は、前記のとおり、金銭による相当額の賠

償がされることによって相当程度回復が図られるものといえるから、これに加えて謝罪廣告の掲載を命ずることが必要であるとは認められない。

5 爭点(6)について

控訴人は、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求（主位的請求）の請求原因のうち、予備的主張とする特別の賠償立法に係る立法義務違反の主張が認められない場合の予備的請求として、当審において訴えを変更し、控訴人に適切な補償を受けさせないことは違法であることの確認を求める旨の訴えを追加しているが、本判決においては、主位的請求について、本件優生手術の実施による不法行為の主張に基づき一部理由があるものとして認容したものであり、主位的請求に係るその余の各主張については判断の要はないところ、判断の要がない主張に対応する上記予備的追加の訴えも同じく判断の要はない。

6 結論

控訴人の請求は、被控訴人に対し、1500万円及びこれに対する平成30年6月27日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきところ、これと異なり、控訴人の請求を全部棄却した原判決は失当であって、本件控訴は一部理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 平 田 豊

裁判官 酒 井 良 介

裁判官 中久保 朱 美